

## 太田市難聴児補聴器購入支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難聴児の健全な発達を支援するため、身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度又は中度の難聴児の保護者に対し太田市難聴児補聴器購入支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する児童の保護者とする。

- (1) 市内に住所を有する18歳未満の者
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上
- (3) 当該障害が身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる障害に該当しない者
- (4) 一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が指定した精密聴力検査機関の医師（以下「専門医」という。）が、補聴器を装用することにより言語の習得等において効果が期待できると判断した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を受けることができない。

- (1) 助成金の交付の申請を行う日の属する年度（4月から6月までの間に申請を行う場合にあっては、前年度）における難聴児の属する世帯に市民税の所得割の額が46万円以上の世帯員がいる場合
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき、難聴児が補聴器の購入に当たり助成を受けられることができる場合

(助成対象経費等)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、次の各号のいずれかに該当する場合の補聴器の購入に係る経費とする。

- (1) 新たに補聴器を購入する場合
- (2) 助成金の交付の決定の日から別表に掲げる耐用年数が経過した後に補聴器を更新する場合

2 助成金の交付の決定を受けられる補聴器は、障害程度に応じ専門医が適当と認めた別表に掲げる補聴器の種類とし、原則として装用効果の高い側の耳に装用する1個とする。ただし、教育上又は生活上において真に必要と専門医が認めた場合は、両耳

に装用する2個とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別表左欄に掲げる補聴器の種類に応じ、同表中欄に掲げる基準価格の欄の価格に100分の104.8を乗じて得た額(以下「基準額」という。)と補聴器の購入に係る費用とを比較し、いずれか低い額に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 助成対象者の都合により補聴器を選択する場合は、別表に掲げる補聴器の種類に限るものとする。

3 助成金は、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、難聴児補聴器購入支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 専門医が作成した難聴児補聴器購入支援事業助成金交付意見書(助成事業専用)(様式第2号)

(2) 購入しようとする補聴器に係る見積書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る難聴児の属する世帯の状況等を調査の上、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、難聴児補聴器購入支援事業助成金交付決定通知書(様式第3号)(以下「決定通知書」という。)により、助成金を交付しないと決定したときは難聴児補聴器購入支援事業助成金交付申請却下通知書(様式第4号)により、速やかに当該申請者に対し通知するものとする。

(助成金の請求等)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者(以下「決定者」という。)は、決定通知書に記載された補聴器販売事業者から補聴器を購入の上、その領収書を添付し難聴児補聴器購入支援事業助成金請求書(様式第5号)(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求書に記載された金額を決定者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

(支給券の発行等)

第8条 市長は、決定者の利便性を考慮し、助成金の交付に代えて、補聴器販売事業者に対し支給すべき助成金の額の限度において当該金額を支払うことができる。

2 市長は、決定者が前項に規定する支払を希望するときは、難聴児補聴器購入支援事業支給券（様式第6号）（以下「支給券」という。）を発行するものとする。この場合において、決定者は、補聴器販売事業者に対し必要な金額を支払うとともに、当該支給券及び難聴児補聴器購入支援事業助成金の代理受領に係る請求書兼委任状（様式第7号）（以下「請求書兼委任状」という。）を提出するものとする。

3 補聴器販売事業者は、前項の方法による支払があったときは、請求書兼委任状に支給券を添えて、市長に提出するものとする。

4 市長は、補聴器販売事業者から前項の請求書兼委任状の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補聴器販売事業者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

（その他）

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月19日から施行し、改正後の太田市難聴児補聴器購入支援事業助成金交付要綱の規定は同年4月1日から適用とする。

別表

| 補聴器の種類        | 基準価格     | 基準価格に含まれるもの  | 耐用年数 |
|---------------|----------|--|------|
| 軽・中度難聴用ポケット型  | 43,200円  | (1) 補聴器本体（電池を含む。）<br>(2) イヤモールド イヤモールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除くこと。    | 5年   |
| 軽・中度難聴用耳かけ型   | 52,900円  |  |      |
| 高度難聴用ポケット型    | 43,200円  |  |      |
| 高度難聴用耳かけ型     | 52,900円  |  |      |
| 重度難聴用ポケット型    | 64,800円  |  |      |
| 重度難聴用耳かけ型     | 76,300円  |  |      |
| 耳あな型（レディメイド）  | 96,000円  |  |      |
| 耳あな型（オーダーメイド） | 137,000円 | 補聴器本体（電池を含む。）  |      |
| 骨導式ポケット型      | 70,100円  | (1) 補聴器本体（電池を含む。）<br>(2) 骨導レシーバー<br>(3) ヘッドバンド                         |      |
| 骨導式眼鏡型        | 127,200円 | (1) 補聴器本体（電池を含む。）<br>(2) 平面レンズ 平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除くこと。 |      |

注1 耳あな型は、耳介変形等装用に障害がある場合に限るものとする。

2 骨導式は、伝音性難聴であって、耳漏が著しく場合又は外耳閉鎖症等を有する場合で、かつ、耳栓又はイヤモールドの使用が困難な場合に限るものとする。